

中国、韓国へ渡航される方へお知らせ

注意！

中国、韓国から来航する航空機等で日本へ入国するすべての方について、健康状態に異状のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で14日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないことをお願いすることになります。

【出国前に確認】

- 前記の要請がなされることを前提として、帰国後の生活に支障がないことを確認してください。
- 事前にご自身で帰国後14日間の滞在先を確保してください。
- 帰国後、空港からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外）を確保してください。

公共交通機関とは、不特定多数が利用する電車、乗り合いバス、タクシー等。

